

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和8年3月16日開催

熊本県南小国町

令和7年度南小国町農業委員会3月総会

開催日時 令和8年3月16日(月)午前10時から午前10時40分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員(1番委員、4番委員)

日程

1. 議案第 28号 農地法第3条(委員会)
2. 議案第 29号 農地法第5条(知事)
3. 議案第 30号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)
4. 議案第 31号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の見直しについて

出席委員(7名)

1番 藤 堂 伸 二 委員	3番 河 津 篤 委員
4番 穴 井 堅 委員	5番 日 野 米 藏 委員
6番 河 津 博 文 委員	7番 甲 斐 義 隆 委員
8番 井 野 みゆき 委員	

欠席委員(1名)

2番 北 里 昌 嗣 委員

職務のため議場に参加した事務局職員(2名)

事務局 長 穴 井 康 治
農 政 係 長 井 薫

○会長

おはようございます。

ただ今から令和8年3月の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は2番委員から欠席の連絡がっております。委員7名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。

本日の会議録署名委員の方は、1番藤堂委員、4番穴井委員にお願いいたします。

議案第28号 農地法第3条（委員会）

それでは、議案第28号 農地法第3条について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

議案の1ページ目をお願いいたします。

【農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 08-2（権利）所有権移転（所在）中原○○○○○○○。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）699㎡。合計、田1筆699㎡。（譲渡人）○○○○○○○○○○○○○○番地○○。○○○○○氏。（譲受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○○○氏。（申請事由）譲渡人の離農及び譲受人の新規就農のためでございます。

この案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われま。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図。それから本日お配りしております3条の現地確認写真の1ページをご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしております、農地法第3条関係許可審議票につきまして説明いたします。当日配布資料をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明】

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、実は私が担当委員でありますけれども、同じ集落であります最適化推進委員の○○委員のほうから、説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○○○推進
委員

今回申請のありました農地に関してですが○○○○○さん、旧姓○○なんです、家人のほうに誰もここ数年○○の方に住んでいなくてですね、ほかの人が田圃は耕作していたんですが、今回○○さんは○○○○○さんの奥さんなんです、○○さん自体は80歳くらいになりますけれども、奥さんの方はまだ40代の後半で元気な状態で、今回そういったことお二人の方で話ができて、農地を購入しようということ。それから田んぼと一部野菜をとというようなことで考えておるようです。

別段問題はないと思いますけれども、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

それでは皆さんから何かご意見等ありましたらお願いいたします。

（6番委員手を挙げる）

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

はい。当日配布資料の中でですね農作業常時従事要件の中で、常時日数の中で申請者の従事者とありますが申請者が〇〇さん、従事者が〇〇さんということによろしいわけですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。その通りでございます。100日になっているのが〇〇〇〇様。従事者が〇〇〇〇様でございます。

以上です。

○6番委員

わかりました。

○会長

他に何か皆さんからございませんでしょうか。

(1番委員手をあげる)

はい。1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

すいません。今の質問と似通ってるんですけども、申請事由のところには譲受人新規就農のため、というのがあるんですけども、もうご夫婦でご主人の方が従事者で20年ってなってるってことは、もうご夫婦で考えれば別に新規就農ということでもないんじゃないんですかね。一番上の欄にも、現耕作地4,336㎡というのものもあるわけでしょうから、別にご夫婦っていうか、家族で考えれば新規就農ということには該当しないんじゃないかなと思うんですけども見解をお願いします。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。藤堂委員のおっしゃる通りではございます。そもそもの考え方としまして、世帯でやはり農業というのは考えます。ご主人が持っている所有している農地。奥様が持っている所有している農地。また息子さんも同世帯であれば息さんが持つる所有農地も合算して、こういう面積とかはですね。また農家台帳とか管理をしております。

逆に言うと、世帯が別で全く経営も別ですということであれば、分けることもあるんですが、今回申請をいただいた〇〇〇〇様の方が窓口にいらっしゃったときにお話を聞いた中で、私としては新規就農ですとか新しく始めます。ということでおっしゃいました。特に今回取得する農地、こちらにつきましては所有権は〇〇〇〇様での所有権を取得されると。旦那様ではなくて。奥様の方で取得されて私の方が中心にやっていきたいというところで新規就農者です、と申請をいただいたもので、こちらには新規就農という形で書かせていただきました。

ただ現耕作地としてしましては〇〇様の農地も入ってくるので、合計約4反3畝の経営農地という形にはなっておりますが、奥様の申請の中で新規就農という言葉をいただきましたので、ですので経験年数もほぼ始めてですということですので、1年目という記載をさせていただいたところです。

事務局としましてはそういったところで、もちろんこれまでの経緯とか踏まえていけば新規就農に当たらないかもしれませんが、奥様自身としましては新規就農ということで申請をいただきました。

ただ国の補助金とか、そういった新規就農の補助金には該当はできないかなという

ところは考えているところでございます。

以上です。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

はい。他に何か皆さんからございませんでしょうか。よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、当委員会といたしまして、許可をいたします。

議案第29号 農地法第5条（知事）

続きまして、議案第29号 農地法第5条について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

議案書の3ページ目をお願いいたします。

(申請番号)08-1(権利)所有権移転(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)420㎡。同じく〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。

(面積)191㎡。合計、田2筆611㎡。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人)同じく大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(形態)としましては転用でございます。(施設)としまして、貸付用の駐車場でございます。

(申請事由)譲受人貸駐車場建設のため。

農地区分につきましては、こちら第3種農地となります。公共施設に近接していて市街地から著しい地域の農地であることから、第3種農地と判断いたします。

また、一般基準等も満たしていると思われまます。

参考資料といたしまして次の4ページ目をご確認いただき、本日お配りしております5条現地確認写真をご覧いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは地元担当委員であります5番穴井委員からご説明をお願いします。

○5番委員

ご説明申し上げます。

本件申請番号08-1につきましては、譲渡人〇〇〇〇氏が高年齢でございまして、この数年は、その前はですね畑作をされておりましたけども、高齢になりましてこの数年はもう畑作もされないという草切をするくらいで、そういう農地というような状況でございました。そういうことから、譲受人〇〇〇〇氏がですね〇〇〇〇をつくるというようなことで、所有権移転になったというようなことでございます。

そういったことで、農地としてはあんまり活用されてなかったもんですから、放棄地になるよりかいいかな、というような状況でございましたが、〇〇〇〇を建設されるというようなことで、何ら問題はないと思ひますが、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○会長
それでは皆さんからご質問等がありましたらお願いいたします。
ありませんでしょうか。
(1番委員手をあげる)
1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員
はい。すみません。この譲受人の〇〇〇〇さんと、もう1件の08-2の〇〇〇〇さんは親子ですよ。

○事務局長
はい。そうです。

○1番委員
はい。わかりました。

○会長
他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。
(はい。という声あり)
はい。それでは賛成方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
はい。ありがとうございました。
全員賛成ですので、この件につきましては当委員会として意見を附して県知事宛に進達いたします。
それでは08-2について事務局から説明をお願いします。

○事務局長
続きまして、同じく3ページの下段になります。
(申請番号)08-2(権利)所有権移転。(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)320㎡。同じく〇〇〇-〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)30㎡。合計の田2筆で350㎡です。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇氏・〇〇〇〇氏。(形態)は転用です。(施設)につきましては個人住宅となっております。(申請事由)譲受人一般住宅建設のためでございます。
農地区分につきましては、同じく第3種農地。公共施設に近接していて市街地から著しい地域の農地であることから、第3種農地と判断いたします。
また、一般基準等も満たしていると思われます。参考資料としましては5ページ目に、関係地図。それから本日お配りしております5条現地確認写真をご覧いただきたいと思っております。
先ほど質問もありましたとおり、先ほどの08-1と隣接している土地でございます。〇〇氏の方がご子息になられまして、こちらの方に個人の住宅を建設される案件となっております。
以上です。

○会長
はい。ありがとうございました。
それではこの件につきましても、担当委員であります4番穴井委員からご説明をお願いします。

○4番委員
では、申請番号08-2についてご説明申し上げます。
この土地につきましても、〇〇〇〇氏ということになりますけども、先ほど申し上げ

ました通りに高齢ということで、この数年は草切りをされるくらいで、もうほとんど農業放棄地みたいになってましたが、そういう状況の中で〇〇〇〇様それから、〇〇〇〇様にですね、この方は所有権を移転され転用の上で〇〇を建設されるということでございまして、その点については何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○会長

ありがとうございました。

それではこの件につきましても、皆さんからご質問等ありましたらお願いいたします。

(〇〇最適化推進委員手をあげる)

〇〇推進委員からお願いします。

〇〇〇推進
委員

受人の方はですね名前が2人になってるんですけど、これ何か特別意味があるんですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

こちらは申請されたご夫婦の共有名義ということで購入したいということですので、細かい理由は確認はしていませんが、共有名義ということで申請されたものです。

以上です。

○会長

ほかに何かございませんでしょうか。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員お願いします。

○6番委員

現地確認写真でですね。これ2棟建つというわけですかね。写真で見るとなんか違うようですが。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。写真を見ると、二つ多分囲いがあるような形になると思います。写真の現地確認写真08-2の上段と下段があるかと思います。上段のほうがですね〇〇を建てられる部分になります。下段の部分がですね、〇〇〇としての活用と〇〇〇の部分になるんですが、議案の方の5ページ目位置図を見ていただくと、ちょっと色付けしてあるので少しわかりやすいかなと思います。地図が議案の5ページ目ですね。

こういった形で建てる部分と、一部進入路として活用する部分として2筆今回購入を予定されている部分でございます。

以上です。

○6番委員

はい。

○会長

他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

それでは全員賛成ですので、この件につきましても、当委員会の意見を附して県知事宛に進達いたします。

【農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想変更 概要説明】

以上のようなところが主な変更点になります。

法のほうでですね、この基本方針の基本構想の定めを変更しようとするときには、予め農業者、農業に関する団体、その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする、というふうに定められておりますので、今回農業委員会の方で皆様のご意向をお尋ねしたいところです。

よろしくをお願いします。

○会長

この件について、何か皆さんからご意見等ありませんか。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員からお願いします。

○1番委員

はい。すいません。概要の1ページ目のところに書いてある集積率の目標についてなんですけども、ざっくり言うと県の方針が変更になって、県の目標では70%になったけど、この1ページ目の箱枠の中ですか、中山間とか山間等の制約がある市町村は60%。状況を踏まえて個別目標設定可能ということで、県の目標としては70%になってるけど市町村の判断で集積率は60%に設定しました。ということでよろしいんですかね。すいません。もう一つなんですけど、新旧対照表でどうでもいいことかもしれませんが、左側が改正後で右側が現行となっておりますよね。なんか私、昭和生まれなんで左側が旧というか現行で右が改正後みたいなイメージがあるんですけど、最近はこういう流れになってるんですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。そうですね。目標につきましては委員がおっしゃった通りでございます。その中で中山間・山間等の制約っていうところを鑑みて、南小国町としては60%の設定とさせていただきます。

それから新旧対照表を条例改正とかもそうなんです。左が新しい部分で右が現行という形で今行っているところです。

以上です。

○1番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何かございませんか。

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全員賛成ですのでこれについては承諾をいたします。

以上で3月の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和8年3月16日

南小国町農業委員会会長

署名委員 1番委員

署名委員 4番委員

会議録調整者 穴井康治
本誌表紙共 枚